

2022年6月6日

株主各位

第51回

定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び
当社定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

キムラユニティー株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kimura-unity.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令、社会規範及び社会的良識等に基づいた企業活動を展開していく上で、取締役及び使用人が遵守すべき「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」を実効あるものとして運用します。
- ロ. 社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性及び客観性を高め、取締役の職務の執行について、法令及び定款に適合することを確保する体制を整備します。
- ハ. 内部監査部門を設置し、企業活動における管理、運営及び業務の遂行状況を法令、定款及び当社の諸規程等に照らして、合法性及び合理性の観点から内部監査を行い、不祥事の未然防止をするとともに、コンプライアンス体制の確立を図ることで、使用人の職務の執行について、法令及び定款に適合することを確保する体制を整備します。
- ニ. コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制、規程及び計画等を審議するとともに、コンプライアンス研修の継続的な実施を通じて、コンプライアンスに関する情報を適時適切に周知徹底します。
- ホ. 未然防止並びに発生事実の早期把握及び牽制機能として、内部通報制度を制定し、社内窓口及び外部窓口を設置します。なお、内部通報制度は通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者が不利な取り扱いを受けないことを確保します。
- ヘ. 社会的秩序及び企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体、個人とは一切関わりを持たず、毅然とした行動をとります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書（議事録、申請書及び添付書類等電磁的記録を含む。）については、「文書取扱規程」等により、適切な保存及び管理を行います。
- ロ. 「情報セキュリティ規程」等により、情報の取り扱い、保存、管理及びセキュリティに関する適切な運用を図ります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメントの一環として、「安全・健康」及び「品質」の確保を重要な経営課題として取り組み、S Q推進本部（S：Safety [安全] Q：Quality [品質]）を中心として開催する「安全健康会議」「全社品質会議」及び各事業所又は各事業本部以下の組織で開催する「安全衛生委員会」「品質委員会」での活動を通じて、損失の未然防止及び発生時の管理について対応します。
- ロ. 「リスク管理規程」等により、リスク管理に関する方針及び体制を定めるとともに、総務担当部門を中心とした管理体制のもと、損失の発生に繋がるリスクを洗い出し、発生時の損失を最小限とします。また、「危機管理マニュアル」を制定し、危機発生時に早期かつ適切に対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等により、会議体、部門及び役職の権限を定め、適切かつ効率的な意思決定及び職務の執行を確保するとともに、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員が役割を分担することで、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行います。
- ロ. 月1回開催される取締役と監査役による取締役会において、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況について監督を行います。
- ハ. 毎月開催される取締役と執行役員による全社執行役員会議において、取締役会への付議事項の審議並びに執行役員の職務執行に関する基本的事項及び執行状況の監視を行います。

⑤ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」により、子会社の当社に対する承認事項及び報告事項を明確にするとともに、定期的な当社の取締役会及び全社執行役員会議での報告並びに年1回開催される「世界大会」での審議及び報告を通じて、業務の適正を確保するための子会社の報告体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制及びコンプライアンス体制等をキムラユニティグループ全体で網羅的かつ統括的に管理します。

- ロ. 監査役及び内部監査部門による定期的な監査を行い、子会社を管理する体制の充実を図ります。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行います。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置します。なお、「監査役会規程」により、監査役の職務を補助すべき使用人の選任は、監査役会の決議事項と定めています。
- ロ. 当該使用人は、監査役及び監査役会の指示のもと、忠実に職務を遂行し、監査役が当該使用人を取締役から独立させて職務を行うように指示できる体制とします。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動及び評価等については、監査役会の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、キムラユニティーグループに影響又は損害を及ぼすおそれのある重要情報について監査役に速やかに報告を行う体制とします。
- ロ. 監査役が取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況並びにキムラユニティーグループに影響又は損害を及ぼすおそれのある重要情報について、適時報告を受けられる体制とします。

- ハ. 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行に係る主要な文書等を監査し、必要に応じて、取締役及び使用人から報告を求めることとします。また、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に係る場合及び通報者が監査役への報告を希望する場合は速やかに監査役に通知します。
- ニ. 当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とします。また、通報者が不利な取り扱いを受けていないかどうかを確認するため、内部通報窓口への通報状況及び当該対応の状況を監査役に報告します。

⑨ 監査役 of 職務 of 執行について生ずる費用又は債務 of 処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役が職務 of 執行について生ずる費用 of 前払い又は償還等 of 請求をしたときは、当該監査役 of 職務 of 執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、年度毎に監査方針及び監査実施計画を取締役会で説明の上、監査の結果を取締役に開示し、監査の実効性を確保します。
- ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施することで意見又は情報の交換を行い、監査役との意思の疎通を図ります。
- ハ. 監査役会は、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合を実施することで意見又は情報の交換を行い、円滑に連携できる体制とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

- イ. 内部統制システムの整備や運用を行い、キムラユニティーグループにおける業務の適正を確保するとともに、監査計画に基づき、監査役及び内部監査部門等が連携して、企業活動における管理、運営及び業務の遂行状況が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。
- ロ. キムラユニティーグループの財務報告に係る内部統制の評価を定期的に行い、適正な財務資料の作成や運営体制の強化を行っております。

② コンプライアンス体制

- イ. 「コンプライアンス規程」により、コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する情報の共有や遵守状況のモニタリングを実施しております。
- ロ. 使用人等への「コンプライアンスカード」の配布や「こんぶらサポート便」の定期的な配信などを通じて、「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的に行っております。
- ハ. 「企業倫理ヘルプライン運用規程」により、内部通報制度を運用し、違法行為等の未然防止や早期発見、法令遵守の意識向上に寄与しております。また、必要に応じて、内部通報窓口への通報内容を監査役へ通知し、情報の共有や当該対応の監査等を行い、内部通報制度の実効性を高めております。

③ リスク管理体制

- イ. 「リスク管理規程」により、リスク管理委員会を定期的に開催し、各事業又は部門毎にリスクの調査、評価、対策の策定及び対策状況の確認等を実施し、リスクの把握及び管理を行っております。
- ロ. BCP（事業継続計画）の整備や周知徹底を行うとともに、安否確認訓練、避難訓練や衛星携帯電話などを用いた通信訓練等のBCPに関する訓練を実施しております。

④ グループ会社の経営管理

- イ. 「関係会社管理規程」により、関係会社が整備すべき体制及び遵守すべき事項並びに関係会社の管理に関する事項等について、キムラユニティグループ内で周知徹底を図っております。
- ロ. 関係会社の管理責任部門を定め、キムラユニティグループ全体で網羅的かつ統括的に管理しております。また、定期的に関係会社の経営状況及び財務状況等の報告を受けるとともに、関係会社の重要事項について、取締役会及び全社執行役員会議等における審議を行っております。

⑤ 取締役の職務執行

- イ. 取締役員数の適正化や社外取締役の登用により、取締役及び取締役会の機能を強化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員との役割の分担と責任を明確化することで、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を図っております。
- ロ. 「取締役会規程」により、月1回開催される取締役と監査役による取締役会において、法令、定款及び関連規程等に定められた重要事項の決定や経営の監督機能を果たすとともに、取締役の職務の執行状況について、監督を行っております。

⑥ 監査役の職務執行

- イ. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、営業所及び工場への往査、事業部門及び機能部門に対するヒアリング並びに代表取締役、内部監査部門又は会計監査人との定期的な会合等を行い、監査の実効性を高めております。
- ロ. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人等との相互の情報の共有及び意見交換を行うなど、連携を密にし、効率的な監査を行っております。

(注1) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 当社は、「人」が最も重要な経営資源であり、すべてのサービスを通じて「人」のスキル・ノウハウ・モチベーション等に支えられていると考えておりますので、「人材」と「人財」の表現を使い分けております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,580	3,444	21,325	△1	28,348
会計方針の変更による 累積的影響額			123		123
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,580	3,444	21,448	△1	28,471
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△494		△494
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,181		2,181
自己株式の取得				△440	△440
自己株式の消却		△30	△409	439	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△30	1,276	△0	1,245
当 期 末 残 高	3,580	3,414	22,725	△2	29,717

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,401	534	△264	△600	1,072	1,314	30,736
会計方針の変更による 累積的影響額							123
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,401	534	△264	△600	1,072	1,314	30,859
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△494
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,181
自己株式の取得							△440
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	191		792	196	1,179	234	1,414
連結会計年度中の変動額合計	191	—	792	196	1,179	234	2,660
当 期 末 残 高	1,593	534	528	△403	2,252	1,549	33,519

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

ビジネスピープル株式会社
K I M U R A , I N C .
天津木村進和物流有限公司
広州広汽木村進和倉庫有限公司
株式会社スーパージャンボ

- (2) 主要な非連結子会社の名称
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 8社

関連会社の名称

株式会社ユネットランス
TK Logistica do Brasil Ltda.
TTK Logistics (Thailand) Co.,Ltd.
TTK Asia Transport (Thailand) Co.,Ltd.
TK Logistica de Mexico S.de R.L.de C.V.
KOI Holdings,LLC
KOI Distribution,LLC
KOI Phoenix,LLC

- (2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、K I M U R A , I N C .、天津木村進和物流有限公司及び広州広汽木村進和倉庫有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算出しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 商品

自動車……………個別法による原価法
その他……………月次総平均法による原価法

ロ. 製品

鉄製格納器具製品……………個別法による原価法
木製格納器具製品……………月次総平均法による原価法

ハ. 原材料……………月次総平均法による原価法

ニ. 仕掛品……………個別法による原価法

ホ. 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 賃貸資産

リース資産……………リース契約期間を耐用年数とし、リース契約満了時の
処分見込額を残存価額とする定額法
主な耐用年数 1年～6年

レンタル資産……………定率法
主な耐用年数 2年～3年

ロ. その他の有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備
及び構築物……………定額法
主な耐用年数 5年～50年

その他……………当社及び国内子会社は定率法、在外子会社は定額法

ハ. リース資産（借用資産） ……リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法

② 無形固定資産

その他（ソフトウェア） ……自社利用のソフトウェアについては社内における見込
利用可能期間（5年）による定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価計上する方法によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発生する期間（10年）にわたって均等償却を行っております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ. 物流サービス事業

(a) 包装事業

顧客から荷受けした荷物の入庫保管→出庫→包装梱包→出荷→輸配送手配等の一連の倉庫内オペレーションの請負作業を履行義務として識別しており、当該履行義務は請負作業の完了をもって顧客に移転すると考えられるため、請負作業完了の一時点で収益を認識しております。

(b) 格納器具製品事業

顧客オーダーに応じた格納器具製品、及び国内外の外注先への製造委託による格納器具製品の製造販売を履行義務として識別しており、当該履行義務は製作用業の完了後、各製品の引渡しの際において、顧客が支配を獲得し履行義務を充足すると考えられるため、当該引渡しの際で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製品出荷時の一時点で収益を認識しております。

ロ. 自動車サービス事業

(a) 車両整備事業

車両整備及び出来高メンテナンスにおいては、顧客より受付した車両点検・整備業務の請負作業を履行義務として識別しており、当該履行義務は請負作業の完了をもって顧客に移転すると考えられるため、請負作業完了の一時点で収益を認識しております。

また、定額メンテナンス及び車両メンテナンス（リースメンテ）においては、顧客と締結したメンテナンス契約による車両メンテナンス機会の提供を履行義務として識別しており、当該履行義務は契約に定められた期間にわたり顧客の求めに応じて車両メンテナンスを実施する義務を負い、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

(b) 車両販売事業

顧客から受注した中古車及び新車の販売を履行義務として識別しており、当該履行義務は中古車及び新車の引渡しをもって顧客に移転すると考えられるため、車両引渡し時の一時点で収益を認識しております。

(c) カー用品販売事業

顧客への自動車関連用品の販売を履行義務として識別しており、当該履行義務は商品の受け渡しをもって顧客へ移転したと考えられるため、商品受け渡し時の一時点で収益を認識しております。

(d) 保険代理店事業

顧客（保険会社）と締結した保険募集代理契約により、保険契約の締結の代理又は媒介を履行義務として識別しており、当該履行義務は、受注した保険契約の適用開始月をもって充足すると考えられるため、保険契約開始時の一時点で収益を認識しております。

ハ. 情報サービス事業

顧客から受注したソフトウェアの請負開発及び開発後の保守サービスを履行義務として識別しており、当該履行義務は「顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用する事が出来ない資産が生じること」を満たすため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

ニ. 人材サービス事業

顧客と締結した人材派遣契約による派遣サービスの提供を履行義務として識別しており、当該履行義務は契約に定められた期間にわたり顧客に派遣サービスの提供を行う義務を負い、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる額で収益を認識することといたしました。これにより、以下の変更が発生しております。

- ・物流サービス事業の包装事業において、従来は売上原価として計上していた一部の費用について、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。
- ・自動車サービス事業の自動車販売事業において、従来は新車登録時点で収益を認識しておりましたが、車両引渡時点で収益を認識する方法に変更しております。
- ・自動車サービス事業の保険代理店事業において、従来は顧客からの代金支払時点で収益を認識しておりましたが、一時点での履行義務の充足として、保険契約始期時点で収益を認識する方法に変更しております。
- ・情報サービス事業において、従来は顧客の検収時に一時点で収益を認識しておりましたが、当該履行義務が一定期間にわたり充足されているため、財又はサービスが顧客に移転されるにつれて、一定の期間にわたり収益を認識するよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡求適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡求適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」「売掛金」「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は202百万円減少し、売上原価は225百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ23百万円増加しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は123百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

収益認識に関する注記

1. 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	その他	合計
	物流サービス事業	自動車サービス事業	情報サービス事業	人材サービス事業				
包装	33,784	-	-	-	33,784	-	33,784	
格納器具製品	7,167	-	-	-	7,167	-	7,167	
車両整備	-	4,360	-	-	4,360	-	4,360	
車両メンテナンス (リースメンテ)	-	1,469	-	-	1,469	-	1,469	
車両販売	-	1,767	-	-	1,767	-	1,767	
カー用品販売	-	194	-	-	194	-	194	
保険代理店	-	629	-	-	629	-	629	
情報サービス	-	-	1,495	-	1,495	-	1,495	
人材サービス	-	-	-	560	560	-	560	
その他	-	16	-	-	16	44	61	
顧客との契約から生じる収益	40,952	8,438	1,495	560	51,447	44	51,491	
車両リース	-	5,563	-	-	5,563	-	5,563	
駐車場賃貸	-	27	-	-	27	-	27	
その他の収益	-	5,590	-	-	5,590	-	5,590	
外部顧客への売上高	40,952	14,029	1,495	560	57,037	44	57,082	

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業であります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する収益基準に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び計上時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,667
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,111
契約資産（期首残高）	107
契約資産（期末残高）	21

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおきましては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

物流サービス事業・自動車サービス事業に係る固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した固定資産の金額

①物流サービス事業

イ. 有形固定資産

建物及び構築物	6,291百万円
機械装置及び運搬具	409百万円
賃貸資産	13百万円
土地	4,931百万円
リース資産	458百万円
その他	1,124百万円

ロ. 無形固定資産

その他	596百万円
-----	--------

②自動車サービス事業

イ. 有形固定資産

建物及び構築物	731百万円
機械装置及び運搬具	97百万円
賃貸資産	454百万円
土地	754百万円
リース資産	18百万円
その他	57百万円

ロ. 無形固定資産

のれん	29百万円
その他	271百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の資産のグルーピングは、継続的に収支の把握がなされている単位である事業拠点を他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として行っています。

当社は、物流サービス事業及び自動車サービス事業を営むために、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、リース資産などの資産を保有しています。

当連結会計年度においては、「連結注記表 連結損益計算書に関する注記」に記載の通り、物流サービス事業及び自動車サービス事業の一部の拠点において、資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっている状況であるため減損の兆候を識別しております。そのため、減損の兆候を識別したそれぞれの拠点の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、自動車サービス事業部のオートブラザラビット豊田上郷店において、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、減損損失の認識が必要と判断しました。

当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りに使用される仮定は、それぞれのグルーピングにおける将来見込み及び中期計画に基づいており、過去の実績データ、将来の市場、国内外の経済の成長性、現在及び見込まれる経済状況を考慮しております。

尚、当期使用した見積り上の仮定においては、事業別には、物流サービス事業においては、適正要員配置や日々の収益管理の強化による収益改善、自動車サービス事業においては、各工場間での作業量の適正化や新たな作業領域での顧客獲得による物量増加などを考慮しております。

当社は、固定資産の減損損失の認識の判定に使用した見積りの仮定は合理的であると考えております。しかしながら、これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の長期化や拡大など、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化により、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行う上で見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………	19,202百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
イ. 建物……………	888百万円
ロ. 土地……………	2,725百万円
計	<u>3,613百万円</u>
② 担保に係る債務	
イ. 一年内返済予定の長期借入金……………	1,000百万円
ロ. 長期借入金……………	2,380百万円
計	<u>3,380百万円</u>

(3) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するため国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△275百万円

連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な用途	種類	金額	場所
自動車サービス事業	建物及び構築物他	157百万円	豊田市上郷

減損損失に至った経緯

自動車サービス事業部において、車両整備事業及び車両販売事業における多店舗展開によるサービス向上、収益獲得を目的として2017年11月に開店したオートプラザビット豊田上郷店につきまして、当初想定していた収益の獲得が見込めなくなったため、建物及び構築物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額157百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

グルーピングの方法

当社グループは、原則として拠点及び子会社をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定し、将来キャッシュ・フローを6.6%で割引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式…………… 11,750,000株

(2) 配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	253	21	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年10月28日 取 締 役 会	普通株式	241	20	2021年9月30日	2021年12月6日

(ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2022年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

- a. 配当金の総額 375百万円
- b. 1株当たり配当額 32円
- c. 基準日 2022年3月31日
- d. 効力発生日 2022年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、リース投資資産は、リース料債権であり、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価評価をしております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期資金）及び設備投資資金（主として長期資金）であります。なお、デリバティブ取引については、原則実施しないこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差 額
① リース投資資産	7,497	7,497	—
② 投資有価証券			
その他有価証券	2,814	2,814	—
③ 保証金	1,311	1,297	△13
④ 未払金	(3,049)	(3,031)	(△18)
⑤ 長期借入金（一年内返済予定を 含む）	(4,000)	(3,993)	(△6)
⑥ リース債務	(1,495)	(1,464)	(△31)
⑦ 長期未払金	(4,728)	(4,621)	(△107)

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 97百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 2,403百万円）は、市場価格がないため、「②投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(※3) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※4) 「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,811	—	—	2,811
その他	2	—	—	2
資産計	2,814	—	—	2,814

2. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	7,497	—	7,497
保証金	—	1,297	—	1,297
資産計	—	8,795	—	8,795
未払金	—	3,031	—	3,031
長期借入金（一年以内返済 予定を含む）	—	3,993	—	3,993
リース債務	—	1,464	—	1,464
長期未払金	—	4,621	—	4,621
負債計	—	13,110	—	13,110

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託については、相場価格を用いております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産については、利息法に基づき計算した時価が帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。リース投資資産はその時価をレベル2の時価に分類しております。

保証金

保証金については、返済期間が長期にわたるものについては、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。保証金はその時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済予定を含む）

長期借入金（一年以内返済予定を含む）については、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。長期借入金（一年以内返済予定を含む）はその時価をレベル2の時価に分類しております。

未払金、リース債務、長期未払金

未払金、リース債務、長期未払金については、元利金の合計額を同様のリース取引又は新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。未払金、リース債務、長期未払金はその時価をレベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,721円27銭
1株当たり当期純利益	182円96銭

退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、企業年金基金制度を採用しております。
なお、当社は、退職給付信託を設定しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	12,379百万円
勤務費用	486百万円
利息費用	42百万円
数理計算上の差異の発生額	△15百万円
退職給付の支払額	△401百万円
過去勤務費用の発生額	19百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>12,511百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,165百万円
期待運用収益	315百万円
数理計算上の差異の発生額	134百万円
事業主からの拠出額	591百万円
退職給付の支払額	△396百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>12,810百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,502百万円
年金資産	△12,810百万円
	△308百万円
非積立型制度の退職給付債務	9百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△299百万円</u>
退職給付に係る負債	△299百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△299百万円</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	485百万円
利息費用	42百万円
期待運用収益	△315百万円
数理計算上の差異の費用処理額	182百万円
過去勤務費用の費用処理額	△29百万円
簡便法で計算した退職給付費用	1百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	365百万円

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

過去勤務費用	△49百万円
数理計算上の差異	331百万円
合計	282百万円

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識過去勤務費用	△154百万円
未認識数理計算上の差異	△427百万円
合計	△582百万円

⑦数理計算上の基礎に関する事項

当連結会計年度末における主な数理計算上の計算基礎

割引率	0.34%
長期期待運用収益率	2.59%

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,750,000 株
今回の分割により増加する株式数	11,750,000 株
株式分割後の発行済株式総数	23,500,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2022年6月15日 (水)
基準日	2022年6月30日 (木)
効力発生日	2022年7月1日 (金)

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

1株当たり純資産額	1,360円64銭
1株当たり当期純利益	91円48銭

(4) その他

今回の株式分割に関して、資本金の額の変更はありません。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2022年6月22日開催予定の第51回定時株主総会（以下「第51回定時株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度では、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、第51回定時株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、1999年6月29日開催の当社第28回定時株主総会において、当社の取締役の金銭報酬等の額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認いただいておりますが、第51回定時株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の金銭報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける事とします。

また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、年57,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる事とします。）といたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役にて有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び本制度に関する譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 料 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	3,580	3,390	30	3,420	667	15,300	2,909	18,877	△1	25,876
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							124	124		124
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	3,580	3,390	30	3,420	667	15,300	3,034	19,002	△1	26,001
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△494	△494		△494
別途積立金の 積 立						900	△900	—		—
当期純利益							1,813	1,813		1,813
自己株式の取得									△440	△440
自己株式の消却			△30	△30			△409	△409	439	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	△30	△30	—	900	8	908	△0	877
当 期 末 残 高	3,580	3,390	—	3,390	667	16,200	3,043	19,911	△2	26,879

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,401	534	1,936	27,813
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				124
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	1,401	534	1,936	27,938
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△494
別途積立金の 積 立				—
当期純利益				1,813
自己株式の取得				△440
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	191		191	191
事業年度中の変動額合計	191	—	191	1,069
当 期 末 残 高	1,593	534	2,128	29,007

個別注記表

重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
- ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）
 - ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 商品
自動車……………個別法による原価法
その他……………月次総平均法による原価法
 - ② 製品
鉄製格納器具製品……………個別法による原価法
木製格納器具製品……………月次総平均法による原価法
 - ③ 原材料……………月次総平均法による原価法
 - ④ 仕掛品……………個別法による原価法
 - ⑤ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法
- なお、棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- イ. 賃貸資産
- | | | |
|-------------|--|-------|
| リース資産…………… | リース契約期間を耐用年数とし、リース契約満了時の処分見込額を残存価額とする定額法 | |
| | 主な耐用年数 | 1年～6年 |
| レンタル資産…………… | 定率法 | |
| | 主な耐用年数 | 2年～3年 |
- ロ. その他の有形固定資産
- | | | |
|--|-------------|--------|
| 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物…………… | 定額法 | |
| | 主な耐用年数 | 5年～50年 |
| その他…………… | 定率法 | |
| | 主な耐用年数 | |
| | （機械及び装置） | 5年～15年 |
| | （車両運搬具） | 4年～6年 |
| | （工具・器具及び備品） | 5年～15年 |
- ハ. リース資産（借用資産）… リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- ② 無形固定資産
 - イ、ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法
 - ロ、その他の無形固定資産……定額法
- ③ 長期前払費用……………定額法
 - 主な耐用年数 5年

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法とは異なっております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項(8)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる額で収益を認識することといたしました。これにより、以下の変更が発生しております。

- ・物流サービス事業の包装事業において、従来は売上原価として計上していた一部の費用について、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。
- ・自動車サービス事業の自動車販売事業において、従来は新車登録時点で収益を認識しておりましたが、車両引渡時点で収益を認識する方法に変更しております。
- ・自動車サービス事業の保険代理店事業において、従来は顧客からの代金支払時点で収益を認識しておりましたが、一時点での履行義務の充足として、保険契約始期時点で収益を認識する方法に変更しております。
- ・情報サービス事業において、従来は顧客の検収時に一時点で収益を認識しておりましたが、当該履行義務が一定期間にわたり充足されているため、財又はサービスが顧客に移転されるにつれて、一定の期間にわたり収益を認識するよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」「売掛金」「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比較して、当事業年度の損益計算書は、売上高は216百万円減少し、売上原価は237百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金前当期純利益はそれぞれ20百万円増加しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は124百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の財務諸表に与える重要な影響はありません。

収益認識に関する注記

連結注記表の「収益認識に関する注記2. 収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

物流サービス事業・自動車サービス事業に係る固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した固定資産の金額

①物流サービス事業

イ. 有形固定資産

建物	2,144百万円
構築物	50百万円
機械装置	117百万円
車両運搬具	105百万円
賃貸資産	13百万円
リース資産	458百万円
土地	4,751百万円
工具器具及び備品他	166百万円

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア他	230百万円
---------	--------

②自動車サービス事業

イ. 有形固定資産

建物	655百万円
構築物	48百万円
機械装置	83百万円
車両運搬具	4百万円
賃貸資産	454百万円
リース資産	18百万円
土地	572百万円
工具器具及び備品他	48百万円

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア他	256百万円
---------	--------

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記(2)見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………	13,274百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
イ. 建物……………	888百万円
ロ. 土地……………	2,725百万円
計	<u>3,613百万円</u>
② 担保に係る債務	
イ. 一年内返済予定の長期借入金……………	1,000百万円
ロ. 長期借入金……………	2,380百万円
計	<u>3,380百万円</u>
(3) 保証債務	
子会社の金融機関等からの借入債務及びリース債務に対し債務保証を行っております。	
K I M U R A , I N C . (借入債務)	899百万円
天津木村進和物流有限公司 (借入債務)	7百万円
計	<u>906百万円</u>
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
イ. 短期金銭債権……………	416百万円
ロ. 短期金銭債務……………	109百万円
(5) 取締役に対する長期金銭債務……………	285百万円
(6) 土地の再評価	
当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するため国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日……………2002年3月31日	
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△275百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	172百万円
営業費用	1,034百万円
営業取引以外の取引高	497百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,749株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	291百万円
未払社会保険料	43百万円
未払法人税等（未払事業税）	80百万円
長期未払金	87百万円
投資有価証券評価損	24百万円
ゴルフ会員権評価損	5百万円
関係会社株式評価損	383百万円
退職給付に係る負債	18百万円
資産除去債務	27百万円
減損損失	48百万円
その他	88百万円
繰延税金資産 小計	1,097百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△500百万円
繰延税金資産 合計	596百万円

(繰延税金負債)

外国子会社配当に伴う外国源泉所得税	△34百万円
退職給付信託設定益	△83百万円
その他有価証券評価差額金	△696百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△9百万円
繰延税金負債 合計	△823百万円
繰延税金負債 純額	△226百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、賃貸車両、車両運搬具、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KIMURA, INC.	所有(直接) 100%	役員の兼任 製品の販売 資金の援助	借入債務等の保証 (注1)	899	—	—
				資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	1,346
	天津木村進和物流有限公司	所有(直接) 89.7%	資金の援助	借入債務等の保証 (注2)	7	—	—
				資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	789

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) KIMURA, INC. の銀行借入の残高に対し、債務保証を行っております。

(注2) 天津木村進和物流有限公司の銀行借入の残高に対し、債務保証を行っております。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 アドライト	—	当社取締役	業務支援	30	未払費用	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額はコンサルティングにかかる業務工数及び期待される効果を勘案の上、契約に基づき決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,469円08銭
1株当たり当期純利益	152円09銭

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,750,000 株
今回の分割により増加する株式数	11,750,000 株
株式分割後の発行済株式総数	23,500,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2022年6月15日 (水)
基準日	2022年6月30日 (木)
効力発生日	2022年7月1日 (金)

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

1株当たり純資産額	1,234円54銭
1株当たり当期純利益	76円05銭

(4) その他

今回の株式分割に関して、資本金の額の変更はありません。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2022年6月22日開催予定の第51回定時株主総会（以下「第51回定時株主総会」といいます。）に付議することといたしました。詳細は、連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

~~~~~  
(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。